

はじめに

この規定は、小川自治会自主防災隊の活動に必要な活動マニュアルの作成と運用のため定める。

(活動マニュアルの範囲・種類)

1. 活動マニュアルは以下のものを含む。

(1) 規定

運用の基本ルール

例: 小川自治会自主防災隊規約、自主防災隊の会計処理規定、街頭消火器の管理方法

(2) マニュアル

防災隊の活動が円滑に行われるための手法や情報

例: ・あなたと家族の安全ノート

・倒壊家屋からの救出法(仮称)

・通電火災を起こさないために(仮称)(②の例)

(3) 基礎情報

例: ・防災隊平常時連絡網(仮称)

・小川自治会防災マップ

・要援護者リスト(仮称)

注: 小川自治会自主防災隊〇〇〇〇年度責任者名簿、防災隊活動年度計画など、年度ごとに変わるものは含めないものとする。

(4) フォーマット

防災隊の活動に関わる記録などを、共通に行うための様式、あるいは用紙。

例: 街頭消火器管理票

(活動マニュアルの作成と配布)

2. 防災隊員は活動マニュアル(原案あるいは改訂案)を作成し事務局に提案する。

3. 事務局は他のマニュアル等と重複はないか、内容に齟齬はないかを確認し、ある場合は提案者と必要な修正を行った上、管理番号を付けマニュアルとして登録する。

ただし防災隊活動の根幹に関わる重要な活動マニュアルを作成あるいは改訂するときには、事務局の判断により、隊長支隊長会議に進め方を諮る。

4. 作成された活動マニュアルは原則月1回、事務局より各支隊代表支隊長および本部隊員に配布される。

5. 代表支隊長は必要に応じ支隊内関係者にコピーを配布する。

6. 小川自治会の自治会だよりと小川自治会ホームページに新規作成あるいは改訂された活動マニュアルの概要紹介をつけて掲載する。

(活動マニュアルの管理)

7. 活動マニュアルのうち「個人情報」としての管理を要するもの「防災隊員限定」(外部秘)は、これを事務局で特定して管理する。

8. 活動マニュアルには、事務局が管理番号を付ける。管理番号の付け方は表1のとおりとする。

自主防災隊活動マニュアル作成・運用規定 KZN-01 付表

表1 活動マニュアルの 管理番号の付け方	規定	マニュアル	基礎情報	フォーマット
防災隊の活動全般に関わるもの および下記分類に入らないもの	KZN-〇〇	MZN-〇〇	JZN-〇〇	FZN-〇〇
防災隊本部に関わるもの*	KHO-〇〇	MHO-〇〇	JHO-〇〇	FHO-〇〇
情報広報に関わるもの	KJK-〇〇	MJK-〇〇	JJK-〇〇	FJK-〇〇
避難誘導に関わるもの	KHY-〇〇	MHY-〇〇	JHY-〇〇	FHY-〇〇
救出救護に関わるもの	KKK-〇〇	MKK-〇〇	JKK-〇〇	FKK-〇〇
防火消火に関わるもの	KBS-〇〇	MBS-〇〇	JBS-〇〇	FBS-〇〇
給食給水ほか被災生活に関わる もの (防災隊本部に関わりの強いものは*に分類)	KHS-〇〇	MHS-〇〇	JHS-〇〇	FHS-〇〇
〇〇は表の一升ごとに制定順の追番01、02、……を付ける。				